

# 全国保育協議会表彰規程

## 第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

## 第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員に関する規程」に定める全国保育協議会会員の所（園）長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

- 2 ただし、前号に規定する対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議

会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。

2. 前号による推せん人数は、会員数 50 か所まで 1 名とし、50 か所毎に 1 名増やすことができる。
3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の 2 倍の数を限度に推せんすることができる。

### 第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

第 7 条 本会協議員として 2 期（4 年）以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。

2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。
3. 第 8 条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

### 第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

第 8 条 顕彰の対象者は以下のものとする。

- (1) 全国保育協議会協議員として 15 年以上在任した者
- (2) または同正副会長として 10 年以上在任したもの

附 則

平成 21 年 3 月 13 日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

平成 28 年 5 月 13 日一部改正・同日施行